

許可番号 第08310005026号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山市南区福吉町31番24号

氏 名 株式会社衛生センター

代表取締役 岡 崎 克 紀

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森 雅夫

許可の年月日 令和 3年 5月 19日

許可の有効期限 令和 6年 9月 4日

複写無効

(株)衛生センター

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 積替え(あり)
(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類、動物の死体、ばいじん 以上17種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破碎物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

- (1) 積替え又は保管を行う場所及び面積並びに保管する産業廃棄物の種類

岡山市南区当新田字六ノカキ原443番1及び同444番3の一部(面積:90.4m²)

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類、ばいじん 以上14種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破碎物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を除く。)

- (2) 保管上限及び積み上げることのできる高さ

31.1m³ 屋内保管

3. 許可の条件

積替え又は保管を行う場所及び面積

岡山市南区当新田字六ノカキ原443番1及び同444番3の一部(面積:90.4m²)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 3月 7日 許可

平成29年 9月 5日 更新許可(優良認定)

平成29年10月20日 許可証書換え(水銀使用製品産業廃棄物等の取扱いの明確化)

令和 2年 8月19日 許可証書換え(住所の変更)

令和 3年 5月19日 変更許可(産業廃棄物の種類の追加)

令和 6年 1月12日 許可証書換え(代表者の変更)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無